

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
當日がとどる翌日)

理委員会に通知するものとする。

2 県委員会は、条例第二条第二項に規定する立会演説会の開催の単位を決定したときは、その旨を市の選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に通知するものとする。

3 市委員会は、前項の通知を受けたときは、直ちにその単位を告示しなければならない。

（代理者の証明）

第三条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十四条第一項の規定による代理者（以下「代理者」という。）は、立会演説会において演説をしようとするときは、第一号様式による代理者であることを証明する書面をその立会演説会場において市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、証明したい事情のあるときは、その旨をそ明して証明に代えることができる。

（政党等の意見聴取の日時及び場所の告示）

第四条 県委員会は、条例第三条第三項の規定により政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求めて意見をきこうとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を告示するものとする。

（参加申出の期日等）

第五条 条例第四条第一項又は条例第五条第一項の規定による立会演説会に加わろうとする旨の申出は、選挙の期日の告示のあつた日から二日以内にしなければならない。

2 条例第六条第一項の規定による立会演説会に加わろうとする旨の申出

第一条 鳥取県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程をここに公布する。

昭和四十二年三月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程

（目的）

第一条 この規定は、他に特別の定めがあるものを除くほか、県の議会の議員の選挙における公営の立会演説会（以下「立会演説会」という。）に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（開催主体）

第二条 鳥取県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条第一項の規定により、立会演説会を開催すべき町村を指定したときは、その旨を当該町村の選挙管

きる時間の全部又は一部を使用しないために演説が中断された場合は、他の候補者又は代理者を順次繰り上げて演説をさせることができる。
 (演説会場に到着すべき時刻)
第十二条 立会演説会において演説をする候補者又は代理者は、最初に演説をすべき者にあつては演説を開始する時刻の十分前までに、その他の者にあつては自己の演説を開始する時刻の五分前までに演説会場に到着して司会者にその旨を申し出なければならない。

2 前項に規定する時刻までに演説会場に到着しなかつた候補者又は代理者は、その立会演説会においては演説をすることができない。ただし、司会者は、他の候補者又は代理者の演説が開始されていないとき又は前条の規定により後順位者を繰り上げてもなお演説が中断され、若しくは中断されるおそれがある場合その他正当な事由があると認める場合においては、遅れて到着した候補者又は代理者についての残余の時間又はその者の演説すべき順序にかかわらず、時間を限つてその者に演説をさせることができる。

(欠席の届出)

第十三条 候補者及びその代理者のいずれも立会演説会に出席できない事情があるときは、当該候補者はその立会演説会の開催の日の三日前までにその旨を、第四号様式による届出書により市町村委員会に届け出なければならない。

2 市町村委員会は、前項の届出を受けたときは、直ちにその旨を県委員会に報告しなければならない。
 (演説の中止)
第十四条 司会者は、候補者又は代理者がその演説をできる時

間を経過してもなお演説を続けるときは、直ちにこれを中止させなければならない。
2 司会者は、停電、拡声機の故障その他やむを得ない事由により演説を続けることができなくなつたと認めるときは、演説を一時中止させ、その事由がなくなつてから演説を続行させることができる。この場合において、演説を中止させた時間は、候補者及び代理者の演説の時間に算入しない。
3 前項の規定により司会者が演説を中止させたときは、市町村委員会は直ちにその旨を県委員会に報告しなければならない。
 (演説を行なわなかつた旨の報告)
第十五条 市町村委員会は、第十三条规定による欠席の届出のあつた候補者以外の候補者又は代理者が、演説を行なうべき時間に演説を行なわなかつたときは、直ちにその旨を県委員会に報告しなければならない。
 (演説会を行なわない場合)
第十六条 条例第四条第一項の規定により班別編成の方法によらない立会演説会に参加の申出をした候補者が二人に達しないときは、その立会演説会は行なわない。ただし、条例第六条第一項の規定による参加の申出があつたため、その立会演説会に参加することができる候補者が二人以上となる場合は、この限りでない。
2 条例第五条第一項の規定により班別編成の方法による立会演説会に参加の申出をした候補者について、その所属の班をきめる場合において、一の班に属する候補者が二人に達しないときは、その班の立会演説会は行なわない。ただし、条例第六条第一項の規定による参加の申出があつ

